

埼玉県ボランティア・市民活動センター 福祉用具体験備品貸出規則

令和3年2月1日

1. 貸出し用福祉体験備品

- (1) 車いす (7台)
- (2) 白杖 (15本)
- (3) アイマスク (65枚)
- (4) 点字ブロック (1セット)
- (5) 視覚障害体験プレートセット (5セット)
- (6) 妊婦疑似体験セット (2セット)
- (7) 新生児抱き人形 (5体)
- (8) 高齢者疑似体験セット (13セット)
- (9) 参考DVD (14本)

2. 貸出しの対象(原則)

- (1) 県内の市町村社会福祉協議会
- (2) 県内の学校
- (3) その他、県内の福祉教育・ボランティア関係機関・団体
- (4) 福祉教育・ボランティア活動に関心のある県内在住・在学・在勤の方

3. 貸出し期間

原則として1週間(運搬期間を含む)

4. 借用料

無料とする。

5. 貸出返却手順

- (1) 電話にて予約状況を確認のうえ、仮予約する。
- (2) 利用1週間前までに「福祉用具体験備品利用申込書」にて申込む。
- (3) 備品使用未経験の場合、埼玉県ボランティア・市民活動センター(以下、センター)に来所し、備品使用に関する指導を受ける。
- (4) 原則、センターにて貸出備品を受け取る。
※来所貸出し時間は、県ボランティア・市民活動センターの開所時間とする。
※DVDのみ、郵送での貸し出しも可能とする(送料は利用者負担)。
- (5) 使用後、センターに備品を返却し、「福祉用具体験備品利用報告書」を提出する。

6. 貸出し時の留意点

- (1) 貸出しの際は、備品使用方法・留意点についての内容を含んだDVDを希望者に合わせて貸出し、借用者が行う体験がより効果のある内容になるように支援する。
- (2) 貸出し・返却の際は、職員が必ず備品の破損がないかチェックを行う。
- (3) 万一、借用者の故意又は過失により備品が破損もしくは紛失した場合、借用者にその実費の弁償を求めるものとする。

7. 貸出し事務

センターが備品の保管及び貸出しに伴う事務を行う。

8. その他

この規則に定めのない事項又はこの規則に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、協議のうえ対応する。